

振込規定および当座勘定規定の改定のお知らせ

山陰合同銀行では、全銀システムの稼働時間が拡大される 2018 年 10 月 9 日（火）より、他行宛て振込の即時入金取扱時間を拡大します。

これに伴い、振込規定および当座勘定規定を改定し、2018 年 10 月 9 日（火）以降、新規定によりお取扱させていただきます。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

《改定事項》

下表では、変更または追加する条項のみ記載しております。

1. ごうぎん振込規定（新旧対比）

改定前	改定後
<p>4.（振込通知の発信等）</p> <p>(1) 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</p> <p>①電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>②文書扱いの場合には、依頼日以降 3 営業日以内に振込通知を発信又は発送します。</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後または銀行休業日に振込機を使用した振込の依頼を受付けた場合は、<u>依頼日の翌営業日に電信扱いにより振込通知を発信します。ただし、当行所定の振込機で当行国内本支店にある普通預金または貯蓄預金口座あての振込の依頼を受付けた場合は、依頼日当日に振込通知を発信します。</u></p>	<p>4.（振込通知の発信等）</p> <p>(1) 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</p> <p>①電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>②文書扱いの場合には、依頼日以降 3 営業日以内に振込通知を発信又は発送します。</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後または銀行休業日に振込機を使用した振込の依頼を受付けた場合は、<u>依頼日当日に電信扱いにより振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</u></p>

2. 当座勘定規定（一般当座用）（新旧対比）

改定前	改定後
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>①呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>②手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>①呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p><u>②呈示された手形、小切手は呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振入された資金により支払います。なお、万一、15時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても当行は責任を負わないものとします。</u></p> <p>③手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>
<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>①当行が受取るべき貸付利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>②当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。</p>	<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>①当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>②当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。</p> <p><u>③当行が別に定める時限以降に当座勘定に受入れまたは振入された資金は、入金日における各種料金等の自動支払には充当しません。</u></p>

3. 当座勘定規定（専用約束手形口用）（新旧対比）

改定前	改定後
<p>第10条（支払の範囲）</p> <p>①呈示された手形等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>②手形等の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第10条（支払の範囲）</p> <p>①呈示された手形等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p><u>②呈示された手形、小切手は呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振入された資金により支払います。なお、万一、15時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても当行は責任を負わないものとします。</u></p> <p>③手形等の金額の一部支払はしません。</p>